

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の申告をされる方へ

1

セルフメディケーション税制とは？

健康を維持したり疾病を予防する取組（特定健康診査、がん検診、定期予防接種等）を行っている方が、自分や自分と生計をいつにする親族に係る「スイッチOTC（オーティシー）医薬品（※1）」の購入費用を1年間に12,000円を超えて払った場合に、12,000円を超える額（控除限度額88,000円）を控除できます。

※1：スイッチOTCとは医師によって処方された医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品。対象となるOTC医薬品は厚生労働省のHPで確認できます。

2

申告に必要な証明書の発行について

セルフメディケーション税制に係る所得控除を受けるためには、健康を維持したり疾病を予防する取組を行っていることが必要です。確定申告をする場合には、以下の書類が必要となります。

- ① 予防接種の領収書又は予防接種済証
- ② 市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
- ③ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ④ 特定健康診査の結果通知表
- ⑤ 人間ドックやがん検診などの各種健康診査（検診）の領収書又は結果通知表

これらの書類を紛失した等により提出できない場合は予防接種、検診等を受診したことの証明書を発行します。市で証明する取組及び証明書交付申請書の提出先については別表1のとおりです。

3

証明書の交付申請方法について

1. 窓口での交付手順

- (1) 以下の書類をご用意の上、窓口にて証明書交付申請書をご記入ください。

特定一般用医薬品等購入費の所得控除に関する証明書交付申請書

認印

本人確認書類（免許証、パスポート等）

- (2) 受診状況等を確認したうえで、証明書を発行します。

2. 郵送での交付手順

(1) 以下の書類をご用意いただき、保険年金課もしくは健康推進課に郵送してください。

- 特定一般用医薬品等購入費の所得控除に関する証明書交付申請書
- 本人確認書類（写し）（本人確認書類詳細別紙）
- 委任状（同居親族以外の者が交付申請する場合。様式は任意のものとする。）
- 返信用封筒（切手を貼ったもの）

(2) 受診状況を確認の上、証明書を発行し、返信用封筒にて送付します。

別表1：市で証明書を発行する取組一覧

一定の取り組み	取組に係る事業	交付申請書提出先
予防接種法に規定する A 類疾病及び B 類疾病に係る予防接種	高齢者肺炎球菌 高齢者インフルエンザ	健康推進課
健康増進法第 19 条の 2 により健康増進事業として行われる健康診査	成人健康診査 歯周病検診 肝炎ウィルス健診	
健康増進法第 19 条の 2 にもとづき健康増進事業として行われるがん検診	胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 乳がん検診 子宮頸がん検診	
国民健康保険法にもとづき健康の増進のために必要な事業として行われる健康診査	多摩市国民健康保険総合健康診査（人間ドック） ※ただし、 <u>検診結果が特定健康診査の結果としてみなされる場合のみ</u> 一定取組として認められます。	保険年金課
高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の規定にもとづき行われる特定健康診査又は同法第 24 条の規定に基づき行われる特定保健指導	多摩市国民健康保険特定健康診査 多摩市国民健康保険特定保健指導	

Q1 セルフメディケーション税制とはどんな制度か？

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品を購入した場合、その購入金額が1万2千円を超える場合、その超える金額について、その年の総所得金額等から控除できる新税制です。（上限額8万8千円）

Q2 従来の医療費控除との関係は？

セルフメディケーション税制による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。対象者本人の選択により従来の医療費控除を適用するか、セルフメディケーションによる所得控除を適用するのかが決まります。

Q3 一定取組に係る費用も控除の対象となるか？

がん検診等に係る自己負担額は所得控除の対象とはなりません。

Q4 確定申告を行うものの子供が予防接種を受けた場合、「一定の取組」を行ったという事になるのか？

所得控除を受ける場合は、申告者本人が一定の取組を行っていることが必要であり、子供が受けた予防接種は取組の対象とはなりません。

Q5 市町村が行うがん検診について、どのような健診が該当するか？

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について（平成20年3月31日通知健発第0331058号）にもとづき行われる、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの5項目に限られます。よって、多摩市で行っている前立腺がんは対象となりません。

Q6 人間ドックを受け、市から助成を受けた場合には一定取組の対象となるか？

人間ドック助成は、市が住民サービスとして実施している制度であり、助成を受けただけでは一定取組の対象となりません。助成を受けたうえで、受診結果が市の特定健康診査の結果とみなされる場合のみ一定取組として認められます。よって、後期高齢者の人間ドック助成は一定取組の対象とはなりませんので注意が必要です。

Q7 一定取組の証明書類として、予防接種済み証を提出する場合は写しでもよいのか？

原本の提出が必要です。写しの提出でよいとされているのは検診・健診の結果表のみです。

Q8 健康診査の再検査（要塞検査、要精密検査等）も一定取組とみなされるか？

健康診査等の結果により要再検査や要精密検査と判定されて受けた検査等は対象となりません。

Q9 特定保健指導を中断した場合は、一定の取組を行ったとみなされるか？

特定保健指導を中断した場合は一定取組を行ったことにはなりません。特定保健指導を中断したとしても、同じ年に特定健診を受診していれば、一定の取組を行ったこととなります。

Q10 健康診査等は同一世帯の全員が受診していなければならないか？

確定申告を行う本人が一定の取組を行っていればよいので、世帯全員の受診は必要ありません。

Q11 控除の対象となる額は税込か税抜きかどちらか？

実際に払った税込み価格が控除の対象となります。

5

証明書発行に関するお問い合わせ先

- (1) 多摩市国民健康保険総合検査（人間ドック）、多摩市国民健康保険特定健康診査及び特定保健指導に係る証明書に関すること

健康福祉部保険年金課
電話：042-338-6824

- (2) (1) 以外の証明書に関すること

健康福祉部健康推進課
電話：042-376-9111